

建築物の用途区分記号表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	0 8 0 1 0
長屋	0 8 0 2 0
共同住宅	0 8 0 3 0
寄宿舍	0 8 0 4 0
下宿	0 8 0 5 0
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	0 8 0 6 0
幼稚園	0 8 0 7 0
小学校	0 8 0 8 0
中学校、高等学校又は中等教育学校	0 8 0 9 0
養護学校、盲学校又は聾学校	0 8 1 0 0
大学又は高等専門学校	0 8 1 1 0
専修学校	0 8 1 2 0
各種学校	0 8 1 3 0
図書館その他これに類するもの	0 8 1 4 0
博物館その他これに類するもの	0 8 1 5 0
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	0 8 1 6 0
老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	0 8 1 7 0
保育所その他これに類するもの	0 8 1 8 0
助産所	0 8 1 9 0
児童福祉施設等（前3項に掲げるものを除く。）	0 8 2 1 0
隣保館	0 8 2 2 0
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	0 8 2 3 0
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	0 8 2 4 0
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	0 8 2 5 0
病院	0 8 2 6 0
巡査派出所	0 8 2 7 0
公衆電話所	0 8 2 8 0
郵便局	0 8 2 9 0
地方公共団体の支庁又は支所	0 8 3 0 0
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	0 8 3 1 0
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	0 8 3 2 0
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	0 8 3 3 0
工場（自動車修理工場を除く。）	0 8 3 4 0
自動車修理工場	0 8 3 5 0
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	0 8 3 6 0
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	0 8 3 7 0
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	0 8 3 8 0
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	0 8 3 9 0
ホテル又は旅館	0 8 4 0 0
自動車教習所	0 8 4 1 0
畜舎	0 8 4 2 0

堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	0 8 4 3 0
日用品の販売を主たる目的とする店舗	0 8 4 3 8
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	0 8 4 4 0
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	0 8 4 5 0
食堂又は喫茶店	0 8 4 5 2
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	0 8 4 5 6
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	0 8 4 5 8
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	0 8 4 6 0
事務所	0 8 4 7 0
映画スタジオ又はテレビスタジオ	0 8 4 8 0
自動車車庫	0 8 4 9 0
自転車駐車場	0 8 5 0 0
倉庫業を営む倉庫	0 8 5 1 0
倉庫業を営まない倉庫	0 8 5 2 0
劇場、映画館又は演芸場	0 8 5 3 0
観覧場	0 8 5 4 0
公会堂又は集会場	0 8 5 5 0
展示場	0 8 5 6 0
料理店	0 8 5 7 0
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	0 8 5 8 0
ダンスホール	0 8 5 9 0
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他のこれらに類するもの	0 8 6 0 0
卸売市場	0 8 6 1 0
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	0 8 6 2 0
その他	0 8 9 9 0

（建築基準法施行規則別紙）

工作物の区分記号表

建築基準法第 8 8 条第 1 項における工作物の区分（建築基準法施行規則）	記号
煙突（支わく及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）	0 6 3 1 0
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）	0 6 3 2 0
広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	0 6 3 3 0
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	0 6 3 4 0
擁壁	0 6 3 5 0
ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設	0 6 3 6 0
メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	0 6 3 7 0

建築基準法第 8 8 条第 2 項における工作物の区分（建築基準法施行規則）	記号
鉱物、岩石その他の粉碎で原動機を使用するもの、レディミクストコンクリートの製造等で出力の合計が 2 . 5 キロワットを超える原動機を使用するもの及びアスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うもの	0 6 4 1 0
自動車車庫の用途に供するもの	0 6 4 2 0
サイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの	0 6 4 3 0
昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これに類するもの	0 6 4 4 0
汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	0 6 4 5 0
その他	0 6 4 6 0